令　和　3　年　度

事　業　計　画

社会福祉法人　函館大庚会

法　人　本　部

目　　標

法人運営の中枢を担う部署として、社会福祉法・介護保険法を中心とした関係諸法令の定めに従い、法人全体を統括し、各事業所において社会福祉事業が確実・効果的・適正に行われるよう、法人全体を機能的、効率的に運営することを目標とする。

1．理 事 会の円滑な運営
2．評議員会の円滑な運営
3．監 事 会の円滑な運営
4．法　　人の会 計 管 理
5．職　　員の人 事 管 理
6．法　　人の資 産 管 理
7．各 種 行 政 対 応
8．災害・感染症発生時の業務継続体制の構築
（令和３年度介護報酬改定事項　令和５年度までに　計画策定・研修訓練実施体制構築）

・ 評議員会の開催 …… 定時評議員会（毎年６月）
必要の都度

・ 理 事 会の開催 …… 四半期決算毎、賞与承認、予算承認
必要の都度

・ 役員研修の参加 …… 全国社会福祉協議会等主催の研修

経 営 理 念

基本的人権を守り、豊かな人間環境の創造と医療、福祉の充実を目指し、
永続的な安定経営に努め、地域社会への貢献を図る。

運 営 理 念

一．私たちは、ご利用者様の意思と人格を尊重いたします。
一．私たちは、ご利用者様が安心して生活できるよう支援いたします。
一．私たちは、ご利用者様から信頼されるケアを実施いたします。

各種会議・委員会の設置目的

＜連絡会議＞
各部署、連絡・調整を徹底するため、月１回の連絡会議を開催する。
また、職員に幅広い知識と技術を取り入れるための、情報提供の場としての役割を果たす。

＜広報委員会＞
利用者に春夏秋冬の四季を感じていただくような機会を企画・提供する。
企画は利用者のみならず家族も参加できる「くつろぎの場」のような内容とし、利用者・家族の方・職員で、共に家庭的な雰囲気を楽しめるようにする。

＜排泄委員会＞
オムツ・パッドの使い方について外部・内部で研修を行い、適切な排泄介助を目指す。また水分や下剤管理なども含め、入居者のケアの質の向上を目指す。

＜身体拘束廃止・高齢者虐待防止委員会＞
「身体拘束ゼロ宣言」に基づき、身体拘束・言葉の拘束・環境拘束等すべての拘束を行わないような取り組みを推進していく。また、従事者による高齢者虐待が発生しないよう、研修やケアの点検を行っていく。

＜リスクマネジメント委員会＞
施設の生活の中で事故防止に努めているものの、万が一事故が起こってしまった場合は事故に至る状況の報告を徹底する。事故の未然の防止については、スタッフの「気づき」が重要である。「事故を防ぐための提案」を委員会で検討し、適切に報告できるよう努める。
また、感染症対策のためマニュアルづくりと、看護職員を中心とした専門職による指導を継続して行う。利用者の健康管理と清潔で安全な生活環境、及び職場環境が保たれているか、チェックと適切な指導を行う。

＜入居判定委員会＞
特別養護老人ホーム「松濤」および倶有の入居判定手続きおよび入所判定委員会の設置・運営に関する要綱にもとづき、空床が発生した場合、円滑に申込者が入居できるようにする。また、入居判定について透明性が保たれるよう努める。

＜衛生委員会＞
労働災害防止の取り組みは労使が一体となって行う必要がある。そのために衛生委員会において、労働者の危険または健康障害を防止するための基本となるべき対策などの重要事項について調査審議を行う。

各種職場内研修の実施

＜職員研修会＞

1．目的

介護・医療・福祉に関連する知識・技術・倫理等を習得することを目的とする。

2．実施主体

社会福祉法人函館大庚会

3．実施期間

令和３年４月～令和４年３月

4．実施日時

毎月第１・第３水曜日　17時45分～18時45分　※業務や講師都合により適宜変更あり

5．実施場所

特別養護老人ホーム「松濤」　７Ｆ地域交流スペース

6．対象職員

社会福祉法人函館大庚会　介護職員他

7．令和３年度　研修会担当者

特別養護老人ホーム「松濤」相談員

8．研修会日程

開催日時	テーマ	担当者
4月7日・21日	給与明細の見方と処遇改善交付金説明	法人本部
5月12日・19日	感染症対策・食中毒防止対策	看護職員・管理栄養士
6月2日・16日 7月7日・21日	LIFEを用いたサービスの質の向上 腰痛防止　身体・動作の理解とセルフケア	法人本部・介護統括主任 医療法人大庚会理学療法士
8月4日・18日	災害時等の対応と業務継続体制	法人本部
9月1日・15日	認知症の人への適切なかかわり	認知症実践リーダー研修修了者
10月6日・20日	褥瘡の理解～予防と早期発見治療	看護職員・介護主任
10月6日・20日	排泄の自立支援	介護支援専門員・介護主任
11月10日・17日	看取り期における本人の意思を尊重したケア	生活相談員・看護職員
12月4日	法人シンポジウム	
1月5日・19日	口腔衛生管理	歯科衛生士
2月2日・16日	高齢者虐待および身体拘束の防止	高齢者虐待防止委員会
3月2日・16日	見守り機器等最新福祉用具の動向	（外部講師）

＜主任・リーダー研修会＞

1．目　的　中堅職員のスキルアップを図る。

2．内　容　リーダーシップを身につける。法人の全体像を理解する。

3．方　法　内部または外部講師による講義等

4．頻　度　年１回実施

＜管理者等研修会＞

1．目　的　法人の中核を担う職員を育成する。

2．内　容　介護福祉関連政策の把握、人材育成、経営管理等

3．方　法　内部または外部講師による講義

4．頻　度　年１回実施

＜新人職員研修＞

1．目的

① 大庚会グループの一員として歓迎することにより、所属意識を芽生えさせる。

② それぞれの行動特性を把握し、配属後の育成に活かす。

③ 研修を通じて伝える事

返事と挨拶ができること。笑顔でいること。他人からの指摘を謙虚に受け止めること。

自ら欲して没頭すること。

2．研修項目と内容

研　修　項　目	研　修　内　容	担　当　者
自己紹介（スタッフ、新入職員）	相互交流	特養等施設長
社会人としての基本的態度	社会人として求められること	本部総務
	個人情報保護・ＳＮＳの利用について	本部総務
就業規則説明	就業規則の概要	本部総務
法人およびグループ紹介	沿革や各事業所	特養等施設長
チームアプローチ	専門性と連携の必要性	特養等施設長
	介護技術の基礎	特養介護統括主任
	褥瘡・介護事故の防止	特養等施設長
	高齢者の心身の理解と感染予防	看護職員
	食中毒予防の基礎知識	管理栄養士
	相談援助業務の実際	特養等生活相談員
	救命救急の基礎	看護職員
権利擁護	身体拘束廃止について	特養等介護統括主任
	認知症の理解	介護主任等
	高齢者虐待防止	生活相談員
まとめ	１年間の目標設定	特養等介護統括主任
	大事だと思った事を出し合う	特養等施設長
	各書類の書き方	本部事務

＜外部研修＞

開催 年月日	対象職員	実施団体				
		行政	北海道 社会福祉協議会	老人福祉施設 協議会	社会福祉施設 経営者協議会	その他
5月中旬 (1日間)	施設長 1名					全国個室ユニット型施設推進協議会総会
6月中旬 (1日間)	DS主任 1名 介護職員 3名					道南デイサービス 訪問入浴協議会研修会
6月中旬ほか (計5日間)	介護職員 10名		北海道認知症実践者研修		北海道社会福祉施設経営者協議会総会	
6月中旬ほか (計7日間)	介護職員 8名				北海道社会福祉施設経営者協議会総会	ユニットリーダー養成研修
6月下旬 (1日間)	施設長 1名				北海道社会福祉施設経営者協議会総会	
7月中旬 (2日間)	事務職員 1名					全社協社会福祉施設開設・経営者セミナー
7月下旬ほか (2日間)	介護職員 4名			老人福祉施設研究発表会		
7月下旬 (1日間)	施設長 2名					全国個室ユニット型施設推進協議会施設長研修
7月下旬 (1日間)	介護職員等8名					日本認知症ケア学[illegible]海道地域部会大会
8月第1週 (1日間)	事務職員 1名				北海道社会福祉施設経営者協議会施設部会	
9月5日	介護職員 1名 生活相談員1名		北海道社会福祉大会			
9月未定	介護職員 3名			中堅職員・チームリーダーのための講座		
9月上旬 (2日間)	介護職員 1名					デイサービスセンター職員スキルアップセミナー

開催 年月日	対象職員	実施団体				
		行政	社会福祉協議会	老人福祉施設 協議会	社会福祉施設 経営者協議会	その他
9月上旬 (1日間)	介護職員5名					南北海道認知症フォーラム
9月上旬 (1日間)	介護職員4名 生活相談員等4名		北海道高齢者虐待防止推進研修会			
9月上旬 (1日間)	介護職員等3名	介護・福祉施設等職員人材育成事業研修会				
9月下旬 (3日間)	介護職員4名					北海道介護福祉士会 介護福祉士初任者研修
9月～10月 (計5日間)	介護職員4名					北海道介護福祉士会 介護実習指導者養成研修
9月上旬～ 11月上旬 (13日間)	介護職員 1名					認知症介護実践リーダー研修
10月上旬 (2日間)	施設長2名 介護職員等 6名			道南地区老人福祉施設職員研究大会		
10月上旬 (1日間)	介護職員 3名 生活相談員等 3名					北海道社会福祉士会 高齢者虐待防止研修会
10月中旬 (1～3日間)	介護・看護職員等4名					国際福祉機器展
10月未定	生活相談員等1名		社会福祉施設管理運営セミナー			
10月未定	介護職員3名			中堅職員チームリーダーのための講座		
11月上旬 (2日間)	看護職員2名			看護職員研修会		
11月上旬 (2日間)	生活相談員1名					相談援助実習指導者養成研修
11月下旬 (2日間)	介護職員1名			カントリーミーティング		
11月下旬 (1日間)	施設長3名 事務職員等2名		社会福祉施設管理・運営セミナー			

開催 年月日	対象職員	実施団体				
		行政	社会福祉協議会	老人福祉施設 協議会	社会福祉施設 経営者協議会	その他
11月未定	介護職員３名			中堅職員チームリーダーのための講座		
11月未定	事務職員１名			社会福祉法人・社会福祉施設経理取扱実務研修会		
12月上旬 （1日間）	介護・看護職員４名 生活相談員等４名	函館市高齢者虐待防止講演会				
12月中旬 （1日間）	DS介護職員３名					デイサービス・訪問入浴連絡協議会研修会
12月上旬 （1日間）	生活相談員３名		成年後見・権利擁護セミナー			
1月30日	施設長等３名			老人福祉施設長研究セミナー		
1月下旬 （1日間）	介護職員2名					道ユニットケア推進協会フォローアップ研修会
1月下旬～ 2月上旬 （4日間）	介護職員１名					介護福祉養成実習施設実習指導者特別講習
2月中旬 （2日間）	介護職員２名					デイ協施設長研修
2月中旬 （1日間）	施設長２名 介護職員等８名			道南老施協施設長研修定期総会		
2月中旬 （1日間）	介護職員５名					全国個室ユニット型施設推進協議会ユニットケア研修
2月未定	事務職員等１名					社会福祉法人経営実務セミナー

その他、外部研修を活用し、職員の知識・技術の向上を図る。
また、事業場として必要な役割（衛生管理者、防火管理者等）の配置や、介護保険運営基準および加算条件に必要な人員配置がなされるように適切に研修受講や受験を進めていく。

- 介護・看護・相談援助の技術・知識に関する研修
- 実習指導者養成研修
- ユニットリーダー研修実習施設登録準備

- 介護職員の喀痰吸引研修および喀痰吸引指導施設指導者養成研修
- 認知症介護基礎研修（1日）※無資格者　令和3年度より受講義務化
- リスクマネジャー養成研修（全国社会福祉法人経営者協議会等）
- 事業継続計画（BCP）関連
- 外国人技能実習生受入関連
- 介護分野におけるロボット技術活用に関する研修　など

特別養護老人ホーム「松濤」・短期入所施設「松濤」

目　　標

私たちは、利用者への尊敬の気持ちを大切にし、その人らしさを尊重していく。また利用者と家族のニーズを捉え、豊かな生活を送ることが出来るよう支援していく。

1．サービスの質の向上

・基本サービス

ユニットケアの定義を理解し、一人ひとりの生活のリズムを大切にし、利用者の状態・課題に合わせて安心して生活していただけるように努める。また、現状に満足せず、ＡＤＬとＱＯＬを向上させるために、利用者ひとりひとりが活気ある日々を過ごせるよう喜怒哀楽に共感して支援する。

・他部署との連携

お互いの仕事を理解し、協調性をもって助け合いながら同じ方向を目指し、専門性を生かしたサービス提供に努める。また、サービス提供に必要な情報共有を密にし、スムーズな連携を図るよう努める。

2．職員の資質の向上

・成長のできる職場

人生の先輩である利用者や先輩職員の豊富な知識や経験から学ぶ事で人間性を高め、さらに自分の後輩へ伝えていく。また、新入職員や後輩職員は新鮮な技法・考え方・視点を持っている存在であり、積極的に意見交換を図っていく。

・心配りのできる職場

福祉の仕事は「心」にかかわる仕事のため、他人を変えるのではなく、まず自分が変わろうという意思と柔軟性を持つ。

・外部研修の受講

オンライン等を活用し外部研修を受講することにより、自己研鑽を図り、学んだ内容を職場で伝達・共有し実践に活かしていく。また、社会的に問題となっている福祉についての共通案件等について、興味をもって自ら学ぶ機会を持つよう努める。

3．防災・感染症対策

・災害発生予防対策および防災教育、感染予防対策

地震、津波等の万が一の災害に備えて職員研修や施設内会議を通じて、職員への周知徹底を図る。また、災害時には地域や松風町会との円滑な連携および対応を図る。

感染症対策を徹底し、発生防止やまん延防止に努める。

・避難・消火訓練

災害発生時の被害を最小限にとどめるため、通報連絡・避難誘導・消火の訓練を定期的に行い、消防機関の指導を要請する訓練を年２回行う。

４．機能訓練の強化

個々に機能訓練目標・実施内容を計画し、毎月評価を行う。食事をしたり、入浴のため脱衣をしたり、居室からトイレまでの歩行といった日常生活上必要な動作のため、機能訓練に取り組み利用者の機能向上及び維持に努める。

５．健康管理の維持強化

・早期発見、早期治療

老化による身体機能は、予備力の減少、防衛力や回復力、適応力の低下をきたし、高い有病率、突発的な病状の出現、急に重篤な結果に至るなど、注意すべき点が多くある。家族・介護・医務・栄養の協力体制のもと、異常の早期発見に努める。また、医務及び生活相談員は関係医療機関と連携し、緊急時にスムーズな対応が出来るよう努めていく。

・老年期の心理特性・精神機能の理解と対応

加齢は人格の変容をもたらし、認知症やうつ状態などの精神症状が出現する。老年期の心理特性を理解し、対応の習熟に努め、その利用者にふさわしい支援をするよう努める。

・医療の緊急時の対応

緊急時は様々な状況が想定されるため、都度状況に合わせて対応する。その際は緊急時対応マニュアルを元に各部署で連携する。緊急時対応マニュアルの周知徹底行い、緊急時に迅速に対応できるよう努める。

６．地域との連携の強化

外部からの人の受入れが困難な現状をふまえつつ、介護施設として地域に発信できることを考え、地域社会とのつながりを保っていく。

地域の中での福祉相談窓口の一つとしてまちづくりの役にたてるよう意識を持つ。

法人の運営する介護保険事業所や医療機関と連携をとりながら、利用者にとって最も適切なサービスを提供していく。

７．苦情処理対応の強化

苦情解決処理機関を設置し、利用者の皆様が福祉サービスを適切に利用できるように苦情受付窓口を設置し、迅速、円滑な解決に努め、安心して利用できる施設として信頼を得ることに努める。

施設サービスへの苦情は、当事者である利用者と施設間で適切に解決されるべきであるが、解決の処理に社会性、客観性を確保するため第三者委員を設置し、苦情解決処理機関設置要綱に基づき適切な解決を図る。

苦情の受付及び解決の仕組みについては、施設内の掲示、パンフレットの配布等によりご案

内する。また、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員の氏名・連絡先を周知できるようにする。施設の運営改善に活かす為、利用者及びその家族から積極的に意見・要望を受付ける。又、苦情が寄せられた場合は、リスクマネジメント委員会を通して適正に処理する.

8．実習生の積極的な受入

社会福祉事業の推進に寄与する為、積極的に実習生の受入を図る。

事　業　内　容

(特別養護老人ホーム)
(短　期　入　所　施　設)

月	内　容 利用者	職　　員 厚生関係	その他
4月	開設記念行事	定期健康診断	連絡会議 サービス担当者会議 フロア会議 身体拘束・高齢者虐待防止委員会 リスクマネジメント委員会 広報委員会 給食委員会 排泄委員会
5月	グリーンプラザお花見	腰痛検診	
6月	喫茶		
7月	七夕祭		
8月	夏祭り（施設内）		
9月	敬老会		
１０月	喫茶	定期健康診断	自衛消防訓練 (1) 119 番通報訓練 (2) 消火訓練 (3) 避難誘導訓練 (4) 消防用設備等取扱訓練 (5) 応急救護講習
１１月	文化祭	腰痛検診	
１２月	クリスマス会	全体研修会	
1月	獅子舞		
2月	豆まき		
3月	雛祭り		

その他・・・各階での誕生会・おやつパーティー・外出レク等

デイサービスセンター「松濤」

目　　標

利用者一人ひとりの意思を尊重し、地域密着型通所介護計画、第１号通所事業計画に基づき、要介護状態、要支援状態または事業対象にある高齢者等に対し、心身の特性を踏まえて全体的な日常生活が維持向上できるよう支援していく。また、通所介護を通じ利用者が抱える不安を解消することで生活意欲や社会性の回復など身体機能だけでなく精神面での安定や心身機能回復がはかられるよう柔軟で広域的に支援するよう努める。

ご利用者のみならず、その家族（介護者等）についても、その身体的・精神的負担を増大しないよう関係機関等と協同して改善や軽減に努める。

１．サービスの質の向上に向けて

利用者の尊厳を守り、利用者一人ひとりのニーズを的確に把握し、プライバシーを尊重してより良い地域密着型通所介護計画、第１号通所事業サービスが提供できるよう努める。

利用者を敬愛し、暖かな心の触れ合いを大切に、笑顔を忘れず、日常生活での自立を支援し、明るく楽しい毎日が過ごせるようなサービス提供を目指す。

２．職員の資質の向上

福祉施設の看護・介護職員としての自覚を促し、職員自らが高い知識と優れた技術習得ができるよう指導する。

外部研修の受講や、施設内部においても研修機会を設けて、新たな資格取得や意識の向上を図ることに努める。

３．危機管理意識（防災・防犯・事故防止、虐待防止）の徹底

万が一の災害に備えて職員研修や事業所内訓練等を通して、職員への周知徹底を図る。

安全運転、送迎車の適切な操作を徹底する。

街に立地している施設であることを再認識し、改めて職員の防犯に対する意識を高めるよう努める。

また利用者の心身の状態や生活状況をきめ細かに把握し、虐待や権利侵害があれば早期に対応していく。

４．機能回復訓練（運動器機能向上）の強化

利用者が自立した生活を営むことができるよう、また、在宅生活を安全で快適に過ごすことができるよう、可能な限り利用者の生活事情に即した機能訓練を実施する。

法人のもつ特性を十分に活かし、他職種協同で介護予防事業の推進を目指す。

５．高齢者の栄養に関する取り組み

適切な栄養でおいしい昼食を提供し利用者の健康維持に寄与するとともに、自宅での食

生活をふまえ、ご家族や他のサービス事業所と連携して利用者の健康増進を図る。

6．苦情対応について

利用者等から拝聴した意見は真摯に受け止め運営改善に反映させる。また、苦情が寄せられた場合は、速やかに苦情処理委員会を通して適正に対応し、再発防止に努めるとともに、苦情に対する職員意識が低下しないよう努める。

7．地域ボランティアとの交流機会の確保

運営推進会議等の開催を工夫し、町内会や民生委員、商店街等地域の方々とのつながりを維持していく。

事　業　内　容　　（通所介護）

月	内　容 利用者	開催予定日	職　　員 厚生関係	その他
４月	開設記念祭	第３週	定期健康診断	連絡会議 サービス担当者会議 事業所会議 身体拘束・高齢者虐待防止委員会 リスクマネジメント委員会 行事委員会 広報委員会 事例研究研修会 給食委員会
５月	お花見	第３週	腰痛検診	
６月	健康祭り	第３週		
７月	夏の観葉見物	第３週		
８月	夏祭り	第３週		
９月	敬老会	第３週		
１０月	秋の紅葉見物	第３週	定期健康診断	自衛消防訓練 (1) 119 番通報訓練 (2) 消火訓練 (3) 避難誘導訓練 (4) 消防用設備等取扱訓練 (5) 応急救護講習
１１月	文化祭	第３週	腰痛検診	
１２月	忘年会／クリスマス会	第１週／第３週	全体研修会	
１月	新年会	第３週		
２月	節分祭	第１週		
３月	雛祭り	第１週		

ヘルパーステーション「松濤」

目　　標

利用者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、居宅介護計画・訪問介護計画に基づき、利用者を総合的にサポートする。また、関係機関との綿密な連携を図り、在宅生活が継続できるようサービス提供に努めます。

1．サービスの質の向上

利用者個々の心身の特性とニーズを的確に把握し、能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事の介護その他の生活全般にわたり援助を行なう。

事業実施にあたり関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供を行なう。

事業の継続的改善を行い利用者・家族の満足を得る。

2．職員の資質の向上

福祉施設の職員並びに介護職員としての自覚を促し、職員自らが専門的な知識と技術を習得するため、ミーティング、カンファレンス、勉強会の実施、外部研修会への参加、報告会、資格取得に努めます。

特定事業所として、サービス提供責任者と訪問ヘルパーの連携を強化し、質の高い介護を提供します。

3．危機管理意識（事故・防犯）の徹底

訪問介護サービスの提供時の事故に対し、冷静沈着かつ、的確に対応・処理できるようにミーティング・カンファレンス・引継ぎ等で危機管理のポイントの周知徹底を図ります。また職員による利用者への虐待や権利侵害が生じないように学習機会や、情報共有を図ります。訪問介護サービス移動時の安全運転に努めます。

災害時の対応や、職員に対するハラスメントへの対応について、法人本部とともに対応体制を整えてまいります。

4．苦情処理対応の強化

私ども職員は、いつも、声を掛けやすい雰囲気でいるように努めています。しかし、介護サービスを受けておられる高齢者の方やご家族の中には、人の手を煩わせることに気後れを感じ、言いたいことを職員に言い出せない方が居られるかもしれません。また、良かれと思って行っていたサービスが、説明不足のため、ご本人にとって不満足なものにしか感じない、といったことがあるかもしれません。そこで、利用者の意見を代弁し、施設との間に入り、問題の解決に力を貸していただける第三者の体制を導入し、問題解決に努めます。

5．稼働率の向上

在宅の高齢者が対象なので、常に入院・入所等を踏まえながら、一層の稼働率の向上に向けて体制作りを行います。

事　業　内　容　　（訪問介護）

<table>
<tr><th>月</th><th>内　容
利用者</th><th>職　　員
厚生関係</th><th>その他</th></tr>
<tr><td>４月</td><td>介護報酬改定に伴う利用者説明・同意書</td><td>定期健康診断</td><td rowspan="6">連絡会議
サービス担当者会議
事業所会議
身体拘束・高齢者虐待防止委員会
リスクマネジメント委員会
行事委員会
広報委員会
事例研究研修会
給食委員会
ミーティング・カンファレンス
ヘルパー連協定例会議</td></tr>
<tr><td>５月</td><td></td><td>腰痛検診</td></tr>
<tr><td>６月</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>７月</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>８月</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>９月</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>１０月</td><td></td><td>定期健康診断</td><td rowspan="6">自衛消防訓練
(1) 119 番通報訓練
(2) 消火訓練
(3) 避難誘導訓練
(4) 消防用設備等取扱訓練
(5) 応急救護講習</td></tr>
<tr><td>１１月</td><td></td><td>腰痛検診</td></tr>
<tr><td>１２月</td><td></td><td>全体研修会</td></tr>
<tr><td>１月</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>２月</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>３月</td><td></td><td></td></tr>
</table>

グループホーム　こんはこだて

目　　標

運営理念である「利用者一人ひとりが、地域の中でその人らしく、あたりまえの生活を送ることができるよう支援する。」の実践を図る。

1．サービスの質の向上

サービスの質の良し悪しは、利用者の姿に表れる。認知症があっても、人として生き生きと暮らすサービスを目指します。そのために、日々の介護において、利用者のできること・できないことの見極めをした上で、「生きる力を引き出す」サービスを行う。

2．職員の資質向上

介護を仕事とするものが当然に持つべき基本的な知識や技術を、パートも含めた職員全員が身につけることを目指す。同時に、利用者や家族と「人と人」としてきちんと対応できるようなコミュニケーション能力を高めることを目指す。

具体的には、別途研修計画のとおり、外部研修や職場内研修を活用していく。

南北海道ＧＨ協会Ａブロックの研修会を利用し、職員のモチベーションの強化・継続を図る。

3．危機管理意識の徹底

万が一の災害に備えて、年２回の自衛消防訓練等を通じて、各種防災に対し職員の参加意識を高める。また転倒や誤嚥などの事故について理解を深め、事故防止体制の充実を図る。

4．健康管理

利用者の状態の変化に対応できるよう、職員の観察能力を養う。また急変時には速やかに協力医療機関との連携をとる。さらに訪問看護ステーションこんと、日頃の状態把握、健康管理についての指導助言、夜間・休日の支援体制について連携をとっていく。

5．地域との連携の強化

買い物や散歩など普段の活動を通して、地域や地域包括支援センターこんとの協力関係を深めると共に、実習生やボランティアの受け入れも積極的に行うなどして、認知症の人への理解を深め、グループホーム運営への協力者を増やしていく。感染防止対策をふまえながら、新たな形で地域行事への参加や、ホームから地域への発信を行う。なお、「運営推進会議」では、町会の方や地域包括支援センターにもメンバーとなっていただき、２ヶ月に１度、運営状況について報告し、助言を仰ぐこととなっているが、開催方法について函館市の指導もふまえながら検討していく。

6．苦情処理対応の強化

利用者および家族が、気軽に苦情や意見を出しやすい工夫をするとともに、職員にも苦情を前向きにとらえるように意識付けをしていく。

事　業　内　容　（認知症対応型共同生活介護）

<table>
<tr><th>月</th><th>利　用　者</th><th>職　員
厚生関係</th><th>その他</th><th>今年度の目標</th></tr>
<tr><td>4月</td><td>屋内バイキング会</td><td>定期健康診断</td><td rowspan="7">連絡会議
サービス担当者会議
身体拘束廃止委員会
感染症対策委員会
事故対策委員会
苦情解決委員会
事例研究研修会</td><td rowspan="12">【人材育成】
・全職員が専門職としてのプロ意識を高めるため、自己課題をみつけるとともに個々の課題の解決に取り組む。

【ケアの質の向上】
・全職員が個々の利用者の思いを考え、利用者の出来ることに着目し、残存能力を活かした個別ケアを提供する。

【地域との関係】
・時任町会ならびに近隣住民と交流を深め、認知症の人に対する理解を広め、地域の暮らしをよりよいものにする。
・包括支援センター開催の認知症カフェへの協力（職員、ご家族同意の利用者）</td></tr>
<tr><td>5月</td><td>端午の節句
誕生会</td><td>実践者研修
リーダー研修</td></tr>
<tr><td>6月</td><td>時任町地域合同避難訓練（予定）</td><td></td></tr>
<tr><td>7月</td><td>七夕祭り</td><td>認知症基礎研修</td></tr>
<tr><td>8月</td><td>誕生会</td><td></td></tr>
<tr><td>9月</td><td>敬老の日・誕生会
十五夜・お彼岸</td><td></td></tr>
<tr><td>10月</td><td>紅葉見物
誕生会</td><td>定期健康診断
リーダー研修</td></tr>
<tr><td>11月</td><td>誕生会
イルミネーション見学</td><td></td><td rowspan="6">自衛消防訓練
(1)119番通報訓練
(2)消火訓練
(3)避難誘導訓練
(4)消防用設備等取扱訓練
(5)応急救護講習</td></tr>
<tr><td>12月</td><td>クリスマス会
冬至　年越し</td><td></td></tr>
<tr><td>1月</td><td>正月・七草かゆ
誕生会</td><td></td></tr>
<tr><td>2月</td><td>節分</td><td></td></tr>
<tr><td>3月</td><td>ひな祭り
誕生会・お彼岸</td><td></td></tr>
</table>

その他・・・時任町会ふれあい会食等の町内会行事や法人内事業所の行事等への参加及び出席

小規模多機能ハウスこん

目　　標

利用者一人ひとりの意思を尊重し、心身の特性を踏まえて地域での日常生活を維持、向上できるよう支援していく。また利用者が抱える不安を解消することで生活意欲や社会性の回復など、身体機能だけでなく精神面での安定や心身機能回復がはかられるよう、柔軟で広域的に支援するよう努める。

ご利用者のみならず、その家族（介護者等）についても、その身体的・精神的負担を増大しないよう関係機関等と協同して改善や軽減に努める。

1. サービスの質の向上に向けて

利用者の尊厳を守り、利用者一人ひとりのニーズを的確に把握し、プライバシーを尊重して小規模多機能型居宅介護施設として求められる介護・介護予防サービスが提供できるよう努める。

利用者を敬愛し、暖かな心の触れ合いを大切に、笑顔を忘れず、日常生活での自立を支援し、明るく楽しい毎日が過ごせるようなサービス提供を目指す。

2. 職員の資質の向上

福祉施設の看護・介護職員としての自覚を促し、職員自らが高い知識と優れた技術を習得できるよう指導する。また職員による利用者への権利侵害が生じないよう指導する。

外部研修等への積極的な参加を促し、同様に施設内部においても研修機会を設けて職員の自己研鑽に励ませ、新たな資格取得や意識の向上を図ることに努める。

3. 危機管理意識の徹底

万が一の災害に備えて自衛消防訓練等を通して各種防災に対し、職員への周知徹底を図るとともに意識の向上を目指す。送迎時の安全運転の徹底、感染症防止・まん延防止対策の周知徹底も行う。転倒や誤嚥などの事故について理解を深め、事故防止体制の充実を図る。災害時や感染症発症時の事業継続については法人本部とともに対応し、利用者へのサービスが中断しないようにする。

4. 健康管理の維持強化

利用者が自立した生活を営むことができるよう、また、在宅生活を安全で快適に過ごすことができるよう、可能な限り利用者の生活事情に即した機能訓練を実施できる環境づくりを他職種協同で目指す。法人のもつ特性を十分に活かし、介護予防事業の推進を目指す。

5. 地域ボランティアとの交流機会の確保

感染防止対策を講じながら、町会、地域ボランティアなど近隣との交流活動を積極的に行い、地域に根ざした福祉施設を目指す。運営推進会議にて、運営状況などについて報告し助言を仰ぐ。

6. 苦情処理対応の強化

利用者および家族が、気軽に苦情や意見を出しやすい雰囲気作りや信頼関係の構築を目指すとともに、職員にも苦情を前向きにとらえるように意識付けをしていく。相談・苦情を受けた場合は事業所内で取り上げ、サービスの質の向上につなげていく。

事　業　内　容

（小規模多機能型居宅介護）

月	内　容 利用者	開催予定日	職　　員 厚生関係	その他
４月	誕生会	第３週	定期健康診断	連絡会議 サービス担当者会議 事業所会議 行事委員会 給食委員会 職員研修会 運営推進会議 （偶数月実施予定）
５月	お花見／誕生会	第２週	腰痛検診	
６月	誕生会	第３週		
７月	七夕祭／誕生会	第３週		
８月	夏祭り／誕生会	第４週		
９月	敬老会／誕生会	第３週		
１０月	秋の紅葉ドライブ／誕生会	第４週	定期健康診断	自衛消防訓練 (1) 119 番通報訓練 (2) 消火訓練 (3) 避難誘導訓練 (4) 消防用設備等取扱訓練 (5) 応急救護講習
１１月	誕生会	第３週	腰痛検診	
１２月	クリスマス会／誕生会	第３週	大庚会グループ シンポジウム・講演会	
１月	新年会／誕生会	第３週		
２月	節分祭／誕生会	第３週		
３月	雛祭り／誕生会	第３週		

介護付有料老人ホームこん

目　　標

私たちは、入居者様の思いを尊重し、共に楽しみ、共に笑いあう関係を作ります。
私たちは、仲間と協力しチームケアをもって、安全な生活環境を提供します。

1．サービスの質の向上

出来ていたことが出来なくなってしまった悔しさ、誰かの世話にならなくてはいけない辛さ、といった入居者の気持ちに寄り添い、支援を行うことを基本とする。社会福祉法人函館大庚会の基本理念、ホームの目標の徹底をはかり、より良い介護環境を整える。

2．職員の資質向上

スタッフの行動、発言、表情全てが入居者を取り巻く環境であることを常に意識し、基本理念、ホームの目標の徹底を図ることでスタッフの質の向上を目指す。職員による入居者への権利侵害が生じないように、各人の知識や技術の確認や指導、職場環境の点検を行う。

また法人研修会だけでなく、外部研修会にも積極的に参加し、介護技術の向上と専門職としての意識を高める。

3．危機管理意識の徹底

万が一の災害に備え、自衛消防訓練等だけでなく、地域の防災訓練等にも参加し、各種防災に対し職員の意識を高める。感染予防対策を講じ、発生予防やまん延防止に努める。また介護技術の向上、職員間の協力、創意工夫にて、転倒、誤嚥等の事故防止に努める。事故発生時は再発防止委員会を開き、再発防止策を周知徹底する。

4．健康管理の維持強化

入居者の希望や状況に合わせて、運動の機会を提供する。また、日常の生活の中で体を動かすことで、筋力低下防止、体力維持に努める。

入居者の変化に対応できるよう、日々の健康状態を記録する。また、毎月入居者の主治医に入居中の記録を報告する。

急変時には速やかに協力医療機関、又は入居者の主治医に連絡をとり、看護師並びに介護職員にて適切な対応を行う。

5．地域との連携の強化

ボランティアの受入や地域交流スペースの開放、活用等、また施設主催の行事開催時の受入や町会行事への参加を積極的に行う。また運営推進会議にて、運営状況を報告し助言を仰ぐ。

6．苦情処理対応の強化

入居者および家族が、気兼ねなく話ができる雰囲気を作り、苦情や要望を言い易い関係作りを目指す。また苦情・要望は、サービスの質の向上や、職員の資質の向上につながるものと捉え、誠意を持って対応する。

事　業　内　容

(介護付有料老人ホームこん)

月	内　容 利用者	開催予定日	職　　員 厚生関係	その他
4月	4月誕生会	第3週	定期健康診断	連絡会議 サービス担当者会議 モニタリング会議 主任会議 職員研修会 フロアミーティング 運営推進会議 （偶数月実施予定） 運営懇談会 行事委員会 給食委員会
5月	お花見弁当 (5月お誕生会)	第2週	腰痛検診	
6月	誕生日会	第3週		
7月	七夕行事 6月7月お誕生会	第3週		
8月	夏祭り	第4週		
9月	敬老会 8月9月お誕生会	第3週		
10月	紅葉ドライブ	第4週	定期健康診断	自衛消防訓練 (1) 119番通報訓練 (2) 消火訓練 (3) 避難誘導訓練 (4) 消防用設備等取扱訓練 (5) 応急救護講習
11月	10月11月お誕生会	第3週	腰痛検診	
12月	クリスマス会 忘年会	第3週	大庚会グループ シンポジウム・講演会	
1月	新年会 12月1月お誕生会	第3週		
2月	節分行事	第3週		
3月	ひなまつり行事 2月3月お誕生会	第3週		

特別養護老人ホーム倶有・短期入所施設倶有

目　　標　1　入居者や家族、ケアマネジャーなど関係機関から「倶有に入居して本当によかった」「これからも倶有を利用したい」と言われる施設になる。

2　年間稼動率（日数）として、特養９５％、短期入所９０％を目指す。

支援方針　（1）　入居者が尊厳を保ちその有する能力に応じて自律的な日常生活を送ることができるように支援する。

（2）　入居者の意思や人格および入居者・家族のプライバシーを尊重しながら、入居者間や家族間の相互交流を促進する。

（3）　介護・医療・福祉サービス関係者をはじめとする地域の関係機関と連携し、入居者が地域社会と交流できるようにする。

運営方針　1　職員は、関係法令・通知を遵守するとともに、高い倫理観を持ち入居者の人権を守る。

2　職員は、安全・安心で清潔な施設環境を維持する。

3　職員は、入居者および家族にとって、顔と名前の見える存在になる。

4　職員は、専門職・社会人として自己研鑽に努め、良きチームワークで仕事に取り組む。

5　職員は、介護福祉の技術や知見を生かして、地域福祉の増進や、介護福祉の担い手育成に貢献する。

取組内容

1　基本サービス

（1）生活援助

①　食事、入浴、排泄、整容等の介助は自立支援を念頭におき適切な知識や技術をもって行う。特に食事は、入居者の嚥下機能を把握し、適切な対応をとる。

②　個別もしくは集団による機能訓練を行い入居者の心身機能の維持向上を図る。

③　役割発揮支援や入居者同士の交流促進により社会的関係を維持する。

④　食事は、入居者の心身の状態や嗜好、季節感を考慮した献立を提供する。

（2）医療サービス

①　嘱託医にて入居者の定期的診察を行い、疾病の早期発見・早期治療に努める。

②　日常の健康管理を多職種連携のもと行い、体調悪化の予防や異変の早期発見に取り組む。

③　協力医療機関・歯科、その他診療科と丁寧に連絡・相談・報告を行う。

④　急変時や看取り、入退院時支援等の対応手順を整備し、適切な対応を行う。

（3）食事の提供

①　栄養や、入居者の心身の状態や嗜好、季節感を考慮した食事を提供する。

②　入居者ができるだけ自立して食事がとれるよう、また入居者同士が交流しな

がら食事がとれるよう、食事形態の工夫のほか、環境や補助具の活用も含めて支援する。

（4）社会交流

① 入居者の好みや能力に応じた趣味や娯楽の機会を提供する。

② 新型コロナウィルスの感染状況を踏まえ感染予防を徹底した上で家族や友人との大切な時間を過ごせるように配慮する。（窓越し面会、ビデオ通話など）

③ ボランティア等の来訪や、地域の方との関わりの機会については、新型コロナウィルスの感染状況を見極め判断する。

（5）個別性を尊重した計画的な支援の実施および管理

① 入居者の意思や価値観、家族の考えの確認を、継続的に丁寧に行う。

② 入居者や家族の個人情報やプライバシーは大切に取り扱う。

③ 顕在化している状況だけではなく、入居に至るまでの生活やそこで培われた考え、社会的関係も理解しながら、多職種で支援内容を検討していく。

④ 支援内容をわかりやすい言葉で懇切丁寧に説明し、施設サービス計画書について入居者および家族の同意を得る。

⑤ 支援の実施状況は定期的に評価する。

2 非常災害対策

（1）計画の策定および訓練の実施

① 消防計画、地震・津波等災害に対処する計画を策定する。

② 消防立会の避難訓練を年２回行う。

（2）日常の備え

① 備品等の選定や配置は、消防法にもとづいて行う。

② 計画にもとづき、月１回自衛消防訓練を行い、防災意識の涵養や多様な避難方法を学ぶ。

③ 非常時に向けた備蓄や、業務維持の方策を検討していく。

④ 近隣住民や施設、入居者家族等と良好な関係を構築していく。

3 衛生管理

（1） 厚生労働省「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」をもとに作成した「感染症及び食中毒の予防およびまん延防止のための指針・発生時の対応策」及び「新型コロナウィルス感染対策マニュアル」を施設内に周知徹底する。

（2） 上記指針に基づき、適切な備品・薬剤を備える。

（3） 感染対策委員会・給食委員会の設置、および研修を通じて職員に日常の清潔保持や感染防止対策について周知徹底する。

（4） 感染症発症やまん延の際にも事業の継続ができるよう、環境対策や業務手順や人員配置の訓練を行っていく。

4　事故防止および発生時の対応

（1）　「事故発生の防止のための指針」にもとづき、環境整備や支援の工夫を継続的に行い、事故防止検討委員会や研修を通じて職員に周知徹底する。

（2）　事故発生の場合、入居者・家族への対応を最優先するとともに、法人および行政への報告を行う。事故内容や事故の分析を通じた改善策を職員へ周知する。

5　苦情対応

（1）　苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員による対応体制をとる。

（2）　入居者・家族にわかりやすいように対応体制の説明および掲示を行う。

（3）　苦情の内容を分析し、原因や改善策を施設内に周知し、再発のないよう努める。また、日頃から家族や関係機関との連絡・連携を怠らない。

6　地域および関係機関との連携

（1）　松風町会への協力

①　町会活動（清掃活動・防災訓練・懇親行事等）に職員が参画する。

②　施設周辺の環境美化や除雪に努める。

（2）　地域交流・地域貢献（新型コロナウィルスの感染状況を考慮し適切に判断する）

①　ボランティアの受け入れは積極的に行う。

②　地域交流スペース「コミュニティホールくゆう」の貸出や、イベントの実施を通じて地域住民との交流を図る。

③　函館市地域包括支援センターなどの機関と連携し、住民の介護予防や介護家族支援に協力する。

④　養成校と連携し、介護実習や看護実習、相談援助実習等の学生の実習受け入れをする。

7　人材育成

（1）人材育成のねらい

①　高齢者福祉の仕事に誇りをもつ職員を育てる。

②　専門職として社会から求められ認められる職員を育てる。

③　他者に対し思いやりをもって接することのできる職員を育てる。

（2）育成の具体策

①　日々の支援場面や事故報告・苦情報告などを通じて職員の知識や技術の確認を行い、個々への指導や施設内研修会、人事考課につなげる。

②　法人職員研修会や施設内研修会を活用する。

③　外部研修を活用する。　・ユニットリーダー研修、ユニットケア管理者研修
・認知症介護実践者研修、同管理者研修、同専門リーダー研修
・介護実習指導者養成研修、相談援助実習指導者養成研修　など

④　各種実践発表会や養成校非常勤講師への派遣により経験を積む。

⑤　資格等試験対策勉強会を実施し、キャリア形成を促進する。

事　業　内　容

(特別養護老人ホーム　倶有)
(短 期 入 所 施 設　倶有)

月	内　容	職　員 厚生関係	その他
４月	地域交流行事/誕生会	定期健康診断	＊下記の会議を行う。 ・連絡会議 ・リスクマネジメント委員会（感染防止対策・事故防止対策・苦情対応） ・給食委員会 ・フロア会議 ・身体拘束防止及び高齢者虐待防止委員会 ＊入居者のケアマネジメントについて ・サービス担当者会議、モニタリング会議、栄養ケアマネジメント会議 ＊自衛消防訓練（毎月実施、年２回消防立ち合い） (1) 119 番通報訓練 (2) 消火訓練 (3) 避難誘導訓練 (4) 消防用設備等取　　扱訓練 (5) 応急救護講習 ＊地域交流行事：ボランティアによる慰問など （新型コロナウィルスの感染状況を考慮し適切に判断する）
５月	お花見／誕生会	腰痛検診	
６月	地域交流行事／誕生会		
７月	七夕祭／誕生会		
８月	誕生会		
９月	敬老会／誕生会	人事考課	
１０月	地域交流行事／誕生会	定期健康診断	
１１月	地域交流行事／誕生会	腰痛検診	
１２月	開設記念行事 クリスマス会／誕生会	全体研修会	
１月	新年会／誕生会		
２月	節分祭／誕生会		
３月	雛祭り／誕生会	人事考課	